



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第32号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（青少年家庭課） 2

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第2条・別表第2関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

規**則**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第17号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第31条第4項」を「第31条第5項」に改める。

別表第2中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め、同表備考4及び8中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。